

平成26年12月25日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 児玉朋子

平成26年(ハ)第27号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年11月17日

判 決

山口県

原 告

訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、106万4002円及びうち89万6363円に対する平成26年5月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。ただし、被告が106万円の担保を提供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である訴外株式会社ライフ（以下、「ライフ」という。）に対し、金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条の悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金89万6363円と過払金に対する利息（確定法定利息16万7639円、過払金に対する平成26年5月10日から支払済みまで年5分の割合による利息）の支払を求める事案である。
- 2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実、当事者間に争いがない事実、末尾掲

記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- (1) ライフ及び被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、原告はその顧客であった（弁論の全趣旨）。
- (2) 原告は、ライフとの間で、金銭消費貸借契約に基づき、平成14年11月29日から平成26年3月3日までの間、別紙計算書1の「年月日」欄、「貸付金」欄、「支払金」欄記載のとおり借入と返済を繰り返し（以下、「本件取引1」という。）、また平成14年3月26日から平成22年4月8日までの間、別紙計算書2の「年月日」欄、「貸付金」欄、「支払金」欄記載のとおり借入と返済を繰り返した（以下、「本件取引2」という。）
なお、ライフは、平成23年7月1日、被告に吸収合併され、被告が存続会社となった（甲1、弁論の全趣旨）。
- (3) 原告は、本件取引1、2において、利息制限法所定の利息についての制限利率を超える約定利率による利息の支払をした（弁論の全趣旨）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 被告は悪意の受益者か

(原告の主張)

ライフ及び被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の利率を超える金員を利息として受領したときは、当該部分を貸付金の残元本に充当し、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として返還すべきものであることを知っていたから、過払金に関して民法704条にいう悪意の受益者に当たる。

(被告の主張)

ライフ及び被告は、貸金業法所定の17条、18条書面を交付する業務態勢を整備しており、取引ごとにこれらの書面を交付している。したがって、貸金業法所定の17条、18条書面を交付していると認識していたこと、またそのように認識するに至ったことについて、やむを得ない特段の事情があるから、悪意の受益者には該当しない。

仮に被告が悪意の受益者であるとしても、法定利息を付すべき時期は、訴

状送達の日からである。

(2) 期限の利益喪失特約の成否

(被告の主張)

ライフは、原告との間で、本件取引2において、返済期日を毎月3日（土日祝日の場合は翌営業日）、キャッシングの支払を1回でも遅滞したときは期限の利益を喪失すること、その場合の遅延損害金は年率29.2%であることを合意しており、原告は、平成14年10月3日の支払を怠ったので、期限の利益喪失の日以降は年率26.28%の遅延損害金にて計算すべきである。

(原告の主張)

ア 本件取引2において、期限の利益喪失特約があったこと、約定遅延損害金率が年率29.2%であったことは認め、約定返済期日が毎月3日であることは知らない。

イ 仮に約定支払期日が毎月3日であり、原告が平成14年10月3日の支払を怠ったとしても、ライフは、原告が期限の利益を喪失した後も、原告に対して約定残元金、利息及び元金に対する期限の利益喪失以後支払済みまで約定遅延損害金率による遅延損害金を付して一括にて支払を求めることもなく、約7年半もの長期間にわたって取引を継続してきたこと、ライフが原告に対し、返済金を約定遅延損害金率による遅延損害金に充当した旨の利用明細書を発行した形跡が見られないこと、ライフは、原告が期限の利益を喪失した後も、累次にわたって貸付を行っているが、かかる取引形態は、遅滞に陥った債務者に対するものとは相容れないことなどの事情によれば、ライフは、原告に対し、期限の利益喪失を宥恕したか、または被告が原告に対し、期限の利益の喪失を主張することが信義則に反し許されないというべきである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

被告は、本件取引1, 2が貸金業法43条1項の適用を受けることについて

具体的に立証していないので、民法704条にいう悪意の受益者と推定され、推定を覆す特段の事情については前記第2, 3(1)のとおり主張しているものの、本件取引1, 2について具体的に主張していないから、特段の事情があったことを認めることができない。そうすると被告は民法704条にいう悪意の受益者ということができる。したがって、被告は、過払金が発生したときから法定利息を付して返還する義務を負うことになるので、被告の主張は採用できない。

2 争点(2)について

- (1) 本件取引2について、期限の利益喪失特約を締結していること、約定遅延損害金率が年29.2%であったことについては当事者間に争いがない。

原告が、本件取引2において、毎月3日(土日祝日の場合は翌営業日)に支払った月は、67回あり、3日より遅れて支払った月は、29回ある(甲1, 弁論の全趣旨)。

以上の事実によれば、本件取引2は、毎月3日が支払期日と定められていたものと推定することができる。これを覆すに足る証拠はない。

- (2) ところで、本件取引2について、毎月3日が支払期日であるとする、平成14年6月3日が支払期限と解されるところ、被告は、同日ではなく、同年10月3日が支払期限と主張している。そしてその支払がされないまま同年6月26日に、新たに1万円の貸付を受けている。その後、同年7月から9月までは支払期日に支払をしたが、同年10月3日の支払期日には支払を遅滞し、同月10日に支払をし、同月26日にまた1万円の貸付を受けている。同様な支払の遅滞と新たな貸付は、平成21年5月まで約7年間、70回弱繰り返されている。これに対しライフが、期限の利益喪失以後支払済みまで約定遅延損害金率による遅延損害金を付して一括支払を求めた事実は認められない(甲1, 弁論の全趣旨)。

以上の事実によれば、原告としては、当初の約定の支払期日に多少遅れることがあっても、近日中に支払をするか、または新たな貸付を受ければ、期限の利益を喪失することはないと信じていたとしてもやむを得ない事情があったということができる。したがって、このような事情の下における被告の

期限の利益喪失の主張は、原告の信頼を裏切るものであり、信義則に反して許されないものというべきである。

以上に基づいて判断すると、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

長門簡易裁判所

裁 判 官 堀 田 文 雄

これは正本である。

平成26年12月25日

長門簡易裁判所

裁判所書記官 児玉朋子

